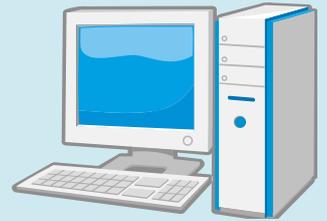




税関ホームページの原産地規則ポータルで 経済連携協定の品目別規則が検索できます!



6桁のHSコードを入力いただくだけで、各経済連携協定の品目別規則を確認できます。また、品目毎・協定毎の一覧表からご確認いただくことも可能です。輸入貨物の原産性の確認や原産品申告書の作成の際にご活用ください。

ご利用方法1: 経済連携協定と品目を指定して検索する方法



1 原産地規則ポータルトップページの「品目別原産地規則の検索」をクリック



2 検索する経済連携協定を選択
同一枠内の経済連携協定であれば、複数選択が可能です。

3 検索する品目のHSコードを入力
6桁のHSコードを入力します。

4 「検索」をクリック
検索条件を変更する場合には「リセット」をクリックします。



5 選択した品目と品目別規則が日本語／英語で表示されます

「注」の欄には関係する注釈、部注・類注等が表示されます。品目別規則とあわせてご確認ください。

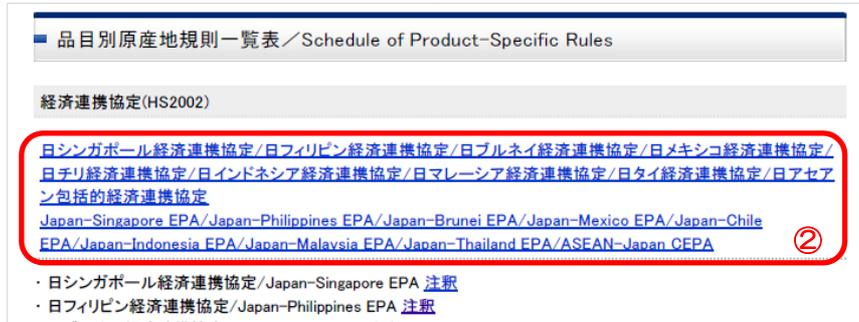
「再検索」ボタンをクリックすると、検索画面に戻ります。

ご利用上の注意: 掲載している情報につきましては、あくまで参考としてご利用ください。実際の輸入手続きにあたっては、各経済連携協定をご確認ください。

ご利用方法2: 経済連携協定または品目を指定して一覧する方法

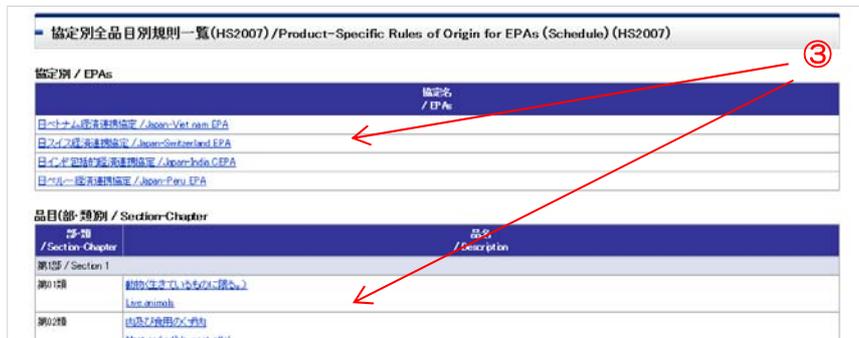


1 原産地規則ポータルトップページの「品目別原産地規則一覧表」をクリック



2 検索する経済連携協定が含まれるカテゴリーをクリック

各協定の品目別規則の注釈、部注・類注、付表等は、「注釈」をクリックしてご確認ください。



3 検索する経済連携協定または品目のいずれかををクリック

協定名を選択した場合には、選択した協定の1～97類の規則が一覧できます。

品名を選択した場合には、選択した類の複数の経済連携協定の規則が一覧できます。(ただし、同じHSバージョンの場合に限ります。)

4 検索結果が日本語／英語で表示されます

品名により検索する場合には、ブラウザの検索機能をご利用ください。

原産地規則に関するお問い合わせは、各税関の原産地調査官までお願いします。

税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
函館税関	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4255	0138-45-8872
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-6174	045-201-7291
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184
大阪税関	osaka-gensanchi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3187
門司税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
長崎税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8801	095-827-0580
沖縄地区税関	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp	098-943-7830	098-863-0390

原産地規則に関する各種資料は「原産地規則ポータル」へ

<http://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

特惠税率適用に関する「事後確認」の実施について

「事後確認」とは、経済連携協定又は一般特惠関税制度の下で、特惠税率を適用して輸入申告された貨物について、各経済連携協定及び関税関係法令の規定に基づき、輸入通関後にその貨物が相手国の原産品であるか否かについての確認を行うことをいいます。

(1) 事後確認の目的

経済連携協定又は一般特惠関税制度を利用して特惠税率を適用するためには、輸入する貨物が相手国の原産品である必要があります。

事後確認においては、輸入申告された貨物が原産品であることを確認することによって、特惠税率の便益の適正な確保を目的としています。

(2) 事後確認の方法

輸入者に対する事後確認は、原則として、書面による情報提供要請により実施されます。

税関は、輸入者から提出された資料等に基づき、輸入申告された貨物が相手国の原産品であるか否かを確認します。

(3) 質問及び回答内容

税関から輸入者に質問書を送付します。

質問書には、確認の対象となる貨物及び確認内容が記載されています。当該貨物が原産品であるか否かを確認するために、当該貨物の生産に係る契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表などの資料を提出いただくことになります。

(4) 回答期限

税関への回答期限は、質問書に記載されています。基本的に質問書到着の日から30日となります。

(5) 事後確認の結果

輸入者からの回答によって、税関が原産品であることを確認できた場合には特惠関税の適用が是認されます。一方、輸入者が回答をしない場合や不十分な情報の提供しかない場合には、特惠税率の適用が否認されることがあるためご注意ください。さらに、回答内容によっては、税関から取引相手である輸出者や発給機関に対し情報提供要請や現地への訪問検証を行うこともあります。

以上の結果、輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、特惠税率の適用が否認されることとなり、また、事案の内容に応じて、過少申告加算税等の対象にもなります。

事後確認に係るお問合わせは、各税関の原産地調査官までお願いします。

税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
函館税関	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4255	0138-45-8872
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-6174	045-201-7291
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184
大阪税関	osaka-gensanchi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3187
門司税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
長崎税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8801	095-827-0580
沖縄地区税関	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp	098-943-7830	098-863-0390

税関ホームページ 原産地規則ポータル「事後確認」: (<http://www.customs.go.jp/roo/verification/index.htm>)

(参考)「事後確認」に関するQ&A

Q.1 輸出者から送付された原産地証明書によって特惠税率を適用しており、輸入貨物が原産地規則を満たす原産品であるかどうかを確認するための資料が手元にない。事後確認の要請に対してどのように対応したらよいか。

A.1 特惠税率は原産品である貨物に対してのみ適用されるものであり、輸入者は納税義務者、特惠税率の適用により直接便益を受ける者として、貨物の原産性を証明する義務があります。

手元に資料がない場合には、輸出者より、貨物の原産性に関する情報を入手して頂き、それを元に、税関への回答を御願います。なお、企業秘密等の理由により輸出者から情報が得られないような特別な事情がある場合には、税関にご相談ください。その場合には、税関より、取引相手である輸出者等に対して事後確認を実施することがあります。

Q.2 第三者証明制度の場合には、貨物の原産性は原産地証明書によって既に証明されているのではないか。

A.2 世界的なEPAの増加等を踏まえ相手国の発給機関において十分な原産性の審査がなされないまま原産性のない貨物に対して原産地証明書が発給される事案や、更には偽造の原産地証明書が税関に提出される事案が発生しており、特惠税率の適正な適用の確保を図っていく観点から、第三者証明制度の場合であっても事後確認が必要となります。

前述のとおり、輸入者には納税義務者、特惠関税の直接の受益者として、貨物の原産性を証明する責任があることから、特惠関税の適用に際しては、原産性のある貨物に対して原産地証明書が正規に発給されているのかをよくご確認ください。

Q.3 「事後確認」の結果、特惠税率を適用して輸入した貨物について、事後に特惠否認される事態を避けるためにはどうしたらよいか。

A.3 特惠税率の適用を受けようとする貨物について、原産地規則を満たす相手国の原産品であるかどうかを、必要に応じて原産性を疎明する書類を入手するなどして、輸出者等に事前によく確認した上、特惠税率の適用を申告して頂くことが重要です。

また事前教示制度を利用して頂ければ、輸入申告前に貨物の原産性について税関から回答が得られるため、円滑な通関が確保できるほか、事後的に特惠否認される事態を避ける手段の一つにもなります。

Q.4 その他、「事後確認」に関する具体的な手続等について知りたい場合にはどうしたらよいか。

A.4 前ページの各税関の原産地調査官まで御願いたします。

特惠税率の適用に際しては、 貨物が「原産品」であることを確認してください

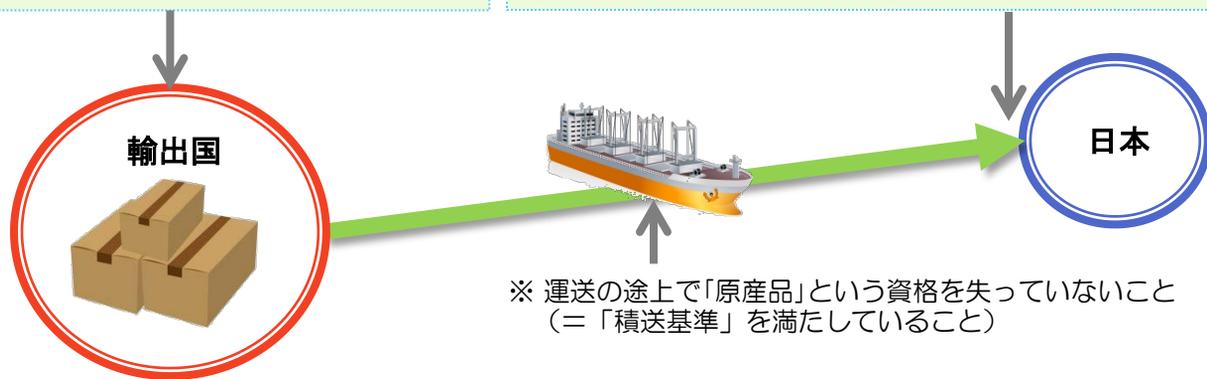
特惠税率適用のための3つの条件

特惠税率の適用を受けるためには、3つの条件をすべて満たす必要があります。

条件① 輸入する貨物に関し、特惠税率（EPA（経済連携協定）特惠税率、一般特惠関税又は特別特惠関税）が設定されていること

条件② 生産された貨物が、「**原産品**」であると認められること
(=「**原産地基準**」を満たしていること)

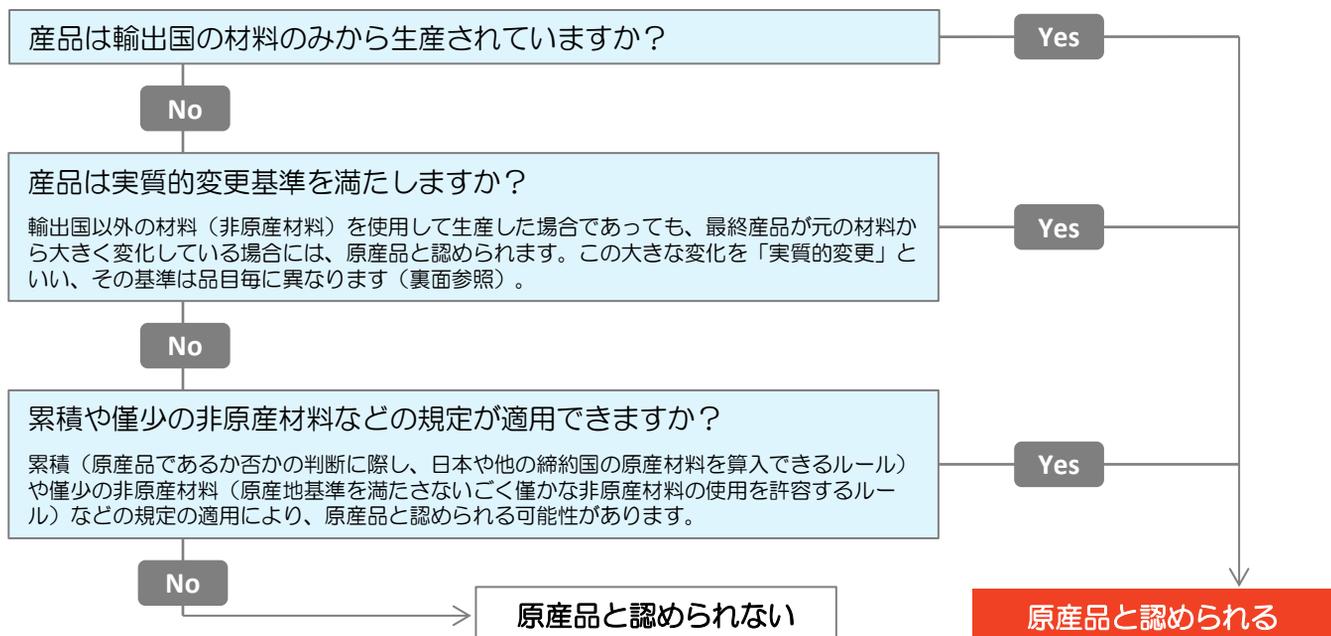
条件③ 税関に対して、原産地証明書又は原産品申告書等及び（必要に応じ）運送要件証明書を提出するなど、必要な手続きを行うこと



貨物は原産品ですか？（確認のためのフローチャート）

特惠税率は、上記条件②のとおり、「原産品」であると認められる貨物に適用されます。原産地証明書等が提出されていても、「原産品」でない場合には、特惠税率は適用できませんので、**輸入貨物が「原産品」であることを確認ください。**

どのような貨物が「原産品」と認められるかを規定した「原産地基準」は制度により異なる部分もありますが、基本的には、以下の手順で判断します。

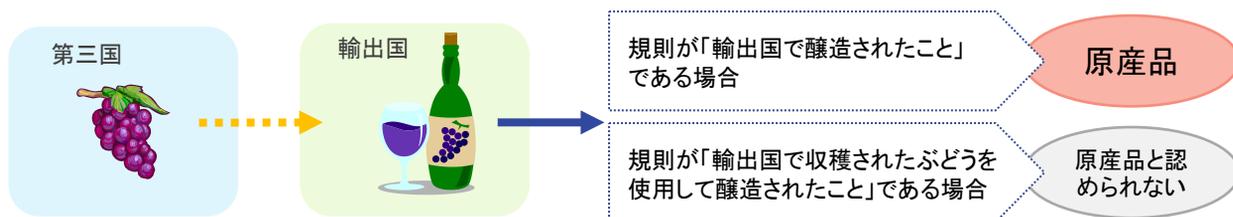


輸出国で貨物は実質的に変更しましたか？

貨物が第三国の材料を使用して生産されている場合、「原産品」と認められる基準「実質的変更基準」を満たしているかを確認することが重要です。

品目毎の「実質的変更基準」は、EPA（経済連携協定）の場合は各EPAの附属書「品目別規則」に、一般特恵制度の場合は**関税暫定措置法施行規則第9条**に規定されています。同じ貨物であっても、規則によって「原産品」と認められる場合とそうでない場合があります。

(例) 第三国のぶどうを使用して生産されたワイン



特恵税率適用時のポイント

申告納税制度の下、輸入者は、特恵税率を適用する輸入貨物の原産性に責任を有します。

貨物の原産性を確認する際には、以下のポイントを参考にしてください。

- ✓ 特恵税率を適用して輸入する貨物が「原産品」であることを、輸出者等に確認していますか？
- ✓ 特恵税率を適用して輸入する貨物が、どのような材料から、誰によって、どこで生産されたか把握していますか？

適用する規則等が分からない場合には、税関等の原産地規則の専門家に相談ください。

輸入貨物の原産性について、通関時や輸入許可後に税関から輸入者に問合せ（事後確認）を行う場合があります。輸出者等に貨物の原産性を確認する、貨物が原産品であることを示す書類等を入手・作成するなど、問合せに対応する手順・社内体制の整備をお願いします。

お問い合わせ先

原産地規則に関するお問い合わせは、各税関の原産地調査官が受け付けています。また、税関ホームページの「原産地規則ポータル」には、各EPAの品目別規則を含め、各種資料を掲載しています。

税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
函館税関	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4255	0138-45-8872
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-6174	045-201-7291
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184
大阪税関	osaka-gensanchi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3187
門司税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
長崎税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8801	095-827-0580
沖縄地区税関	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp	098-943-7830	098-863-0390

原産地規則ポータル

検索

<http://www.customs.go.jp/roo/index.htm>